

契約書

(甲) 住所

氏名

園児の名前

(乙) 鹿児島県霧島市隼人町見次 1296 番地 3

医療法人 三世会

理事長 満尾 雅彦

乙は甲に対して下記記載の保育施設において、甲の園児を保育し、甲はこれに対して報酬を支払うことを約した。

第1条 乙の経営する施設の名称および所在地等

- 1、 設置者の氏名 医療法人 三世会 理事長 満尾 雅彦
- 2、 名称 キッズスペースm
- 3、 管理者の氏名 下木原 由美子
- 4、 所在地 鹿児島県霧島市隼人町見次 1 3 0 6—1
- 5、 事業を起こした年月日 平成 29 年 7 月 12 日

第2条 本施設の受け入れる甲の園児は、以下のとおりである。

- 1、 みつおHOUSEにて入所中の母親の乳幼児
- 2、 医療法人三世会と有限会社Kで働く職員の乳幼児

第2条の2 本契約における甲は、第2条の 1、 2 に該当する者である。
(該当するものを丸で囲む)

第3条 本施設の開所している時間は以下のとおりである。

- 1、 みつおHOUSEにて入所中の母親の乳幼児については、朝 9 時より夕方 4 時までとする。
- 2、 医療法人三世会と有限会社Kにて働く職員の乳幼児については、朝 8 時 30 分より、夕方 5 時 30 分までとする。

第4条 本施設の開所している日程は以下のとおりである。

1、みつおHOUSEにて入所中の母親の乳幼児については、「一時預かりご利用の手引」に記載のとおり。

2、医療法人三世会と有限会社Kで働く職員の乳幼児について「託児ご利用の手引」に記載のとおり。

第5条 提供するサービスの内容及び利用者の支払う金額については、以下のとおりである。

1、みつおHOUSEにて入所中の母親の乳幼児については、「一時預かりご利用の手引」及び「園のしおり」に記載のとおり。

2、医法人三世会と有限会社Kで働く職員の乳幼児について「託児ご利用の手引」及び「園のしおり」に記載のとおり。

第6条 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額については、当施設の保険についての説明書「施設として対応する保険の概要」を甲に配布し説明する。

第7条 提携する医療機関の名称、所在地、及び提携内容については、「園のしおり」の中に掲載し、甲に配布する。

第8条 甲からの苦情の受付の担当は以下の者が行う。甲は苦情以外の提案要望も以下の者に行うことが出来る。乙は苦情に対しては適切に処置を行い、処置の内容を甲に伝える。要望に対してはその要望を実現するように努力をしなければならない。

氏名 栗原 秀夫 医療法人 三世会 所属

第9条 乙は甲および甲の幼児について知りえたことについては守秘義務を有する。これは甲が退所した後も同様である。

第10条 本契約に際し、乙は甲に対し、甲に関する当施設の「託児ご利用の手引き」「一時預かりご利用の手引き」及び「園のしおり」の説明を行ない、同意を得なければならない。

2、甲は乙より説明を受けた、当施設の「託児ご利用の手引き」「一時預かりご利用の手引き」及び「園のしおり」における甲が果たすべき責務については、これを守らなければならない。

第12条 乙は以下の場合には託児契約を解除することが出来る。

- 1、甲の乳幼児に託児を継続し難い病気になった場合
- 2、甲が守るべき手引の内容に著しく違背した場合。
- 3、甲が託児料を2週間以上滞納した場合。

第13条 乙は本契約の締結に際しては、甲の提示する各種手引、しおり、誓約書の説明を受け、それらを了解した上で契約に締結するものとする。

第14条 本契約に関する争いは鹿児島地方裁判所を第1審の裁判所とする。

上記のとおり契約が成立したので本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

契約締結の際に提示され説明を受けた資料

- 1、 託児ご利用の手引、一時預かりご利用の手引
(該当するものを丸で囲む)
- 2、 園のしおり
- 3、 施設として対応する保険の概要所

平成 年 月 日

甲 印

乙 医療法人三世会 理事長 満尾 雅彦 印